

第 66 号 議 案

令 和 6 年 11 月 28 日
任 用 給 与 課

東京都規則等の一部改正について

下記の東京都規則等の一部改正について、適当と認め、申請（別添）のとおり承認する。

記

- 1 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 3 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

東京都規則等の一部改正

1 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬額改定時期の変更に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
第 一 種 報 酬 第 6 条 第 3 項 (新設) 第 4 項 第 5 項	【会計年度任用職員の報酬額改定時期の変更】 ・ 常勤職員の給与の改定があった場合には、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直し 【第 3 項の新設に伴う文言整備】 ・ 「条例第 2 条第 4 項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」 → 「会計年度任用職員」 ・ 第 3 項→第 4 項、第 4 項→第 5 項
附 則	公布の日（令和 6 年11月29日 予定）

2 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

3 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

「1」と同様の改正を行う。

6 総人制第 730 号
令和 6 年 11 月 27 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 2 条第 4 項及び第 7 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの変更に当たって、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 教人勤第 1 8 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの変更
に当たって、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務
する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 6 条等の規定に
基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第6条第2項	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第11条第2項	承認申請

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

東京都規則等の一部改正

- 1 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2 頁）
- 2 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（3 頁）
- 3 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（5 頁）

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部
を次のように改正する。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「条例第二条第四項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「会計年度任用職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、条例第二条第四項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、常勤職員の給与との権衡を考慮し、同一の職務内容と認められる職の当年度の第一種報酬の額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、常勤職員の給与との権衡を考慮し、当年度の時間額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、常勤職員の給与との権衡を考慮し、当年度の別表第三に定める額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。

第二十七条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十六条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2 頁）
- 2 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（4 頁）
- 3 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（5 頁）

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第五条まで（現行のとおり） 第六条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、<u>条例第二条第四項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>にあつては、常勤職員の給与との権衡を考慮し、<u>同一の職務内容と認められる職の当年度の第一種報酬の額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。</u> 4 給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する第一種報酬については、<u>会計年度任用職員</u>にあつては給与条例第十五条の規定を準用し、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）</u>第三条第三項第三号に掲げる職員（以下「特別職非常勤職員」という。）<u>にあつては労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づき支給する。</u>この場合において、勤務一時間当たりの報酬額の算定方法は、別表第一に定めるとおりとする。 5 会計年度任用職員であつて、学校職員であるものに対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第十五条の規定」とあるのは、「<u>学校職員給与条例第十七条の規定</u>」とする。 第七条から第三十三条まで（現行のとおり）	第一条から第五条まで（略） 第六条（略） 2（略） （新設） 3 給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する第一種報酬については、<u>条例第二条第四項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>にあつては給与条例第十五条の規定を準用し、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）</u>第三条第三項第三号に掲げる職員（以下「特別職非常勤職員」という。）<u>にあつては労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づき支給する。</u>この場合において、勤務一時間当たりの報酬額の算定方法は、別表第一に定めるとおりとする。 4 会計年度任用職員であつて、学校職員であるものに対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第十五条の規定」とあるのは、「<u>学校職員給与条例第十七条の規定</u>」とする。 第七条から第三十三条まで（略）

別表第一及び別表第二
(現行のとおり)

別表第一及び別表第二
(略)

改 正 案	現 行
第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （報酬） 第二十二条（現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、常勤職員の給与との権衡を考慮し、当年度の時間額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。 4及び5 （現行のとおり） 第二十二条の二から第四十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第二十一条まで（略） （報酬） 第二十二条（略） 2 （略） （新設） 3及び4 （略） 第二十二条の二から第四十三条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）

改正案	現行
第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （報酬） 第二十六条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 前項に定めるもののほか、常勤職員の給与の改定があつた場合には、常勤職員の給与との権衡を考慮し、当年度の別表第三に定める額を基準として、常勤職員の給与の改定時期に準ずる時期に見直すものとする。 4 （現行のとおり） 第二十六条の二（現行のとおり） （報酬の支給方法等） 第二十七条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 日勤講師が、日勤講師又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、第一項に規定する報酬の支給日前に報酬の非常時払を請求したときは、給与規則第三条の規定を準用する。この場合において、「条例第十条第四項に規定する日割計算の方法」とあるのは、「第二十六条第四項に規定する勤務一時間当たりの報酬額の算定方法」と読み替えるものとする。 第二十八条から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第二十五条まで（略） （報酬） 第二十六条（略） 2（略） （新設） 3 （略） 第二十六条の二（略） （報酬の支給方法等） 第二十七条（略） 2（略） 3 日勤講師が、日勤講師又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、第一項に規定する報酬の支給日前に報酬の非常時払を請求したときは、給与規則第三条の規定を準用する。この場合において、「条例第十条第四項に規定する日割計算の方法」とあるのは、「第二十六条第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬額の算定方法」と読み替えるものとする。 第二十八条から第四十七条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）